

平成 24 年度 第 2 回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 平成 24 年 8 月 30 日 (木) 午後 3 時 00 分～午後 5 時 10 分
場 所 八戸市庁本館 3 階 八戸市議会第 3 委員会室
出席委員 7 名 類家委員長、関副委員長、澤藤委員、中上委員、西川委員、宮崎委員、
山道委員、(石川委員欠席)
事務局 大坪総合政策部部長、千葉総合政策部次長兼政策推進課長、
保坂震災復興推進室長、谷崎主査、成田主査

1. 開 会

●**司 会** 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから「第 2 回八戸市復興計画推進市民委員会」を開催いたします。本日の会議でございますが、石川委員が欠席され、委員 8 名中、7 名の方が出席でございます。「八戸市復興計画推進市民委員会設置要綱」第 6 条第 2 項により、会議が成立することを報告いたします。また、本日の会議は、お手元の次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、資料の確認をしていただいて、本日の会議に入りたいと存じます。本日の資料は、事前に送付いたしております次第、席図、平成 24 年度復興施策シートの「2. 地域経済の再興」のほか、本日お配りしている事前質問・意見一覧表となっております。また、前回お配りした資料のうち、平成 24 年度復興施策シートの「1. 被災者の生活再建」を引き続き使用いたします。過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。なお、本日の委員会には、委員の皆様からお寄せいただいた事前質問等の各担当課が出席しておりますので、よろしくお願いたします。まず始めに、開会にあたりまして、類家委員長から挨拶をお願いします。

2. 委員長挨拶

●**委員長** 皆さんこんにちは。暑い中大変ご苦労様です。第 2 回目の委員会でございます。本日もよろしくお願したいと思っております。なお、委員の皆様方にはたくさんのご意見をお寄せ頂きました。また、各担当課の方々も一生懸命対応して頂いていると思っておりますので、今日は限られた時間の中で、中身の濃い委員会にしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い致します。

●**司 会** ありがとうございます。それでは、議事に入りますので、委員長よろしくお願い致します。

●**委員長** それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。なお、本日の委員会には、お忙しい中、各担当課に出席をいただいてお

ります。ただ今は、案件1及び案件2に係る課長さん方に同席いただいております。ありがとうございます。前回と出席者が変わっておりますので、本委員会の趣旨・目的について改めて確認をさせて頂きたいと思っております。今年度、新たに委員会が設置され、復興計画の進捗状況や達成状況について、4つの基本方向に基づく17の施策項目毎に意見交換を行い、今後の方向性などについて10月を目処に意見書として取りまとめることとしております。この委員会で取りまとめた意見については、市の各担当課において、事業計画や次年度平成25年度の予算編成への反映等について検討していただくこととなります。委員会としては、このような意見への対応の積み重ねによって、八戸市の復興施策をより良いものにしていければと考えているところですので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、審議に入る前に、まず、委員会の進め方ですれども、前回と同様、委員の皆様には前もって「復興施策シート」を確認していただいたうえで、事前にご質問やご意見をいただいておりますので、それらを取りまとめた「事前質問・意見一覧表」をベースに意見交換を進めて参りたいと思っております。具体的には、2時間ということで、時間も限られておりますので、事務局から資料の概略を簡単に説明して頂いた後に、事前に提出された質問について提出者から補足説明があれば付け加えていただき、次に各担当課から回答して頂きます。そして最後に委員の皆さんはじめ担当課を交えながら、意見交換をしていきたいと思っております。事前に提出された意見についても同様に進めて、その後に、そのほかの質問・意見について取り扱うことにしたいと思います。委員の皆様には、事前質問の他に、本日新たにお気づきになられる点も含めまして、大所・高所からご意見を出して頂きます。それらの意見については、意見書として取りまとめ、今後の施策に向けて積み上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

3. 審議案件（案件1 被災者の生活再建について）

(4) 暮らしの安心確保

●**委員長** それでは、前回からの継続審議となります「案件1 被災者の生活再建」から、審議を始めたいと思っておりますが、全体2時間の中で、前回の質問等も含めて全部で42番まで質問・意見等があります。1問当たり3分かけると2時間をオーバーしてしまいますので、2分から3分ということを目処に進めていけば時間内にだいたい終われるような気がしております。担当課の皆様におかれましては、なるべく簡単にポイントをまとめてお答え頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、事務局から関連資料の説明をお願いしたいと思います。

●**事務局** はい。それでは事前質問・意見一覧表をお開き下さい。1ページ目でございますけれども、この案件につきましては、前回配布した一覧表と同じ内容となっております。質問が2項目ございまして、ドクターカーの運行状況、公共用水域の緊急モニタリング調査の今後の予定等となっております。意見につきましても、2項目出されていまして、災害廃棄物の収集運搬処理、浄水場の放射線物質モニタリングと公表関係となっております。説明

は以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。事務局から「(4)暮らしの安心確保」についての説明がありましたが、早速、事前質問から確認していきたいと思います。No.1のご質問について、委員から何か補足等がありますでしょうか。

●**委員** まず、質問の部分に記載している部分と、前回の資料の 29 ページのNo.3のところで、件数が 22 年度から 23 年度で倍になっているのですが、事業費を見ると逆に 24 年度が減っているのです。その部分も説明いただければと思います。

●**委員長** わかりました。それでは担当課でよろしく願いいたします。

●**健康増進課** ドクターカーの運行についてのご質問にお答え申し上げます。まず運行実績の増加となった要因についてのご質問ですけれども、平成 22 年度と比較すると 23 年度は 1.7 倍に増えております。ドクターカーを配備している市民病院によりまして、要因として 2 点挙げられておりまして、1 つは出動要請の判断に関する消防側の習熟が進み、消防と病院の連携体制が整ってきたこと。2 つ目として 21 年 3 月末から市民病院を基地病院として運行しておりましたドクターヘリが、23 年度は青森の県立中央病院と 2 カ月交代で運行することになりまして、県立中央病院を基地病院として運行した期間にドクターヘリの機能をカバーしたことが要因として挙げられております。

2 つ目の質問ですけれども、高規格型のドクターカーの導入の検討についてはどうかということです。委員のおっしゃる高規格型のドクターカーというものは救急車型のドクターカーという意味かと思っておりますけれども、ドクターカーは救急車型と乗用車型がありまして、市民病院に配備しているのは乗用車型のタイプでございます。ドクターカーは消防の要請を受けてから救急専門の医師がドクターカーに乗り込んで現場に急行する、または患者さんの搬送中の救急車に途中で合流して救急車内での早期の治療を開始することが可能となっております。救命率の向上や、重い後遺症の防止につながっているところでございます。現在市内には高規格型の救急車が八戸消防署と東消防署に配備されております。また今年の 10 月からはドクターヘリが 2 機体制となる予定でございます。そのため市民病院にはドクターヘリが常駐することになることから、現在の体制で十分対応できると考えておりますけれども、今後も救急医療の充実に努めてまいりたいと考えております。事業費については、必要経費を計上しておりますので、減少はしておりますけれども、制限がかかる状況ではございません。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

●**委員** はい、少し私の文章がわかりにくくてすみませんでした。私の言っているのは救急車型のことでした。説明を受けて納得しました。

●**委員長** ありがとうございます。それでは続いてNo.2に移らせていただいでよろしいですか。それでは緊急モニタリング調査について、補足はございますか。

●**委員** ないです。このとおりをお願いします。

●**委員長** それではこのままで、お願いいたします。

●**環境保全課** 公共用水域の緊急モニタリング調査についてでございますが、東日本大震災で被害を受けた被災地の有害物質等の流出により生活環境の悪化が懸念されたため国が実施したものでございます。河川や海域の水質と公共用水域の水質調査はこれまでも水質汚濁防止法という法律に基づいて八戸市が実施してきましたし、今後も実施してまいります。したがって今後国が行う予定はなく、国に継続を要望することはいたしません。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。よろしいですか。

●**委員** 八戸市として行うということですね。

●**環境保全課** はい。

●**委員長** よろしいですか。ありがとうございます。それでは次、意見に移りたいと思います。災害廃棄物の収集運搬処理について、補足はございませんか。

●**委員** はい、ないです。

●**委員長** そうですか、それではよろしくをお願いします。

●**清掃事務所** まず八戸の災害廃棄物の処理状況であります。8月24日現在で処理率が51パーセントとなっております。年度内に処理を終える予定で進めているところでございます。他県からの今後の受け入れにつきましては、被災地からの要望があった場合にできる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

●**委員** 今日の資料にも同じような部分で質問を出させていただいています。

●**委員長** はい。

●委員 そちらのほうでまた。

●委員長 そうですか。この部分については委員からも積極的に受け入れているので非常にいいことだということです。前向きな意見をいただいております。私も本当に感激しております。大変ありがとうございます。続いて4番目でございます。浄水場の放射線物質モニタリングと公表について、出ております。このままでよろしいですか。

●委員 はい、このままで。

●委員長 そうですか。それではよろしく申し上げます。

●事務局 これは水道企業団の経営企画課の担当でございます。事前に話を伺っておりましたのでお答え申し上げます。水道企業団では原子力災害が発生して以来、浄水（飲料水）と浄水発生土（浄水処理に伴う発生する汚泥）について、定期的な放射性物質のモニタリングを続けているということでございます。浄水につきましてはこれまで1度も放射性物質の検出はございませんでしたが、浄水発生土はクリアランスレベル以下の放射物質が検出されています。今年度からは放射性物質に関する専門知識と測定環境を有する八戸工業大学様と共同で、浄水及び浄水発生土に加え、馬淵川、新井田川流域での調査・研究を実施しております。結果につきましては、ホームページへの掲載、報道発表等によりその都度公表して参りますということで回答を伺っております。

●委員長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

●委員 結構です。

●委員長 そうですか。特に生活の視点から、安全な生活が確保されているということで、ホームページとか、報道機関で説明していただいて、市民も安心していると思います。

●委員 後ほど市民への情報提供という点で確認したいと思っておりますが、安全であるということと、安心であるということは同じではないと思っております。産学官がいくら安全ですといっても、市民の方にとってすぐに安心するまでには至りません。市民の安心感が醸成されるのは、普段から信頼性が高い情報を適切な時期に提供することが一つの要因だと思います。市民の意識と現実の起きている事実とのギャップを、できるだけ埋めていくのが肝要であると思います。

3. 審議案件（案件2 地域経済の再興について）

(1)水産業の再興

●**委員長** ありがとうございます。ほかにご意見はございませんか。なければ次のページの地域経済の再興について進めていきたいと思えます。「(1)水産業の再興」ということで、No.5 でございます。施策情報について、補足ございませんか。

●**委員** 近々というよりは、復興という前向きな話ですので、少しこういうのは将来的なものも含めていただきたい。

●**委員長** はい、それではよろしく願いいたします。

●**水産振興課** 水産食料基地としての拠点性の強化を目指す施策といたしまして、施策シート 9 ページから 11 ページまで 5 つの施策の部分です。これらの施策の進捗状況でございますが、水産復興ビジョンの策定・推進につきましては、八戸水産復興会議という会議をもちまして、この部会の中で No.26 の漁船誘致、こういうものも含めた水産業全体の復興、振興を図るためのビジョンを今年度中に策定する予定でいま進めています。八戸地域プロジェクトにおきましては、これまでまき網とか底曳網漁業につきまして承認を受けておりますが、今年になりまして改革型まき網漁船第 63 惣寶丸が新制度のがんばる漁業復興支援事業へ移行することにより、遠洋底曳網漁業の復興計画が水産庁から承認を受けまして、事業認可ということになっております。水産加工業における被災地域との連携でございますが、これは震災以降、缶詰あるいはさばの冷凍食品等の OEM 生産、こういうものを行っております。また海外輸出に向けた加工場の整備、加工品開発につきましては、今年 7 月に八戸地区水産物品質衛生管理水準向上協議会が設立されておまして、今後この協議会の中で水産品の EU 輸出を目指した衛生管理体制の高度化を進めるために技術指導の実施あるいは研修会の開催が予定されております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** ありがとうございます。それでは次に移りたいと思えます。No.6 でございます。共同利用漁船等復旧支援対策事業について、このままでよろしいでしょうか。

●**委員** はい。

●**委員長** それでは引き続きよろしく願いいたします。

●**水産振興課** 共同利用漁船等復旧支援対策事業についてでございますが、昨年 3 月の津波被害によりまして、八戸港の所属漁船 491 隻ございましたが、そのうち 188 隻の漁船が

滅失あるいは大破等の全損により、まったく修理等では対応できない被害を受けたということになっております。その中で、これにつきまして私ども 7 月に市内各漁協からその復旧状況を聞き取りしております。その結果、全損となりました 188 隻の内 96 隻、これが復旧済あるいは復旧の見込みが立っているとなっております。そして 46 隻が休業ということになりまして、今後復旧を計画あるいは検討していくということで、残りの 46 隻の漁船につきましては復旧断念という結果になっております。これらに対する支援状況ですが、施策シートの 4 ページ No.9 の被害を受けた漁業者の復興を支援するために漁協等が行なう事業として、漁船、定置網、漁具等の建造している部分について補助する、共同利用漁船等復旧支援対策事業ですとか、施策シート 5 ページの No.10 の国の事業なのですが、被災した漁業者に対し無利子、無保証で融資する漁業者・漁協等の復旧等のための金融支援というものが行われております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

●**委員** はい。

●**委員長** よろしいということで、それでは続いて No.7 でございます。水産加工品のブランド化の推進についてです。このままでよろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** それでは引き続きよろしく申し上げます。

●**水産振興課** それでは初めにさばのブランド化についてご説明申し上げます。現在さばのブランド化につきましては市内の水産加工業者、卸売業者、飲食店の民間事業者で組織されます八戸前沖さばブランド推進協議会が主体となって取り組んでいます。協議会での今後の実施スケジュールでございますが、八戸前沖さばの魅力や美味しさ、安全性を広く PR するために、1 年を通じて県内外で実施される観光キャンペーンに出品するほか、消費者への八戸前沖さばの価値伝達を図るため、これまで同様、ブランド認定の出発式、あるいはアイデア料理コンテスト、八戸前沖さばの試食会であります八戸前沖さばキューズ等を引き続き開催することとしております。また新たな取り組みといたしましては、市内前沖さば料理店のガイドマップの作成、応援ソングでありますけれども八戸前沖さばサンバ等 CD 販売の検討や PR、八戸前沖さば串焼きの地元飲食店の導入の推進などを今年度より行うこととしております。

続きまして、イカのブランド化についてご説明申し上げます。イカにつきましては平成 22 年度より毎年八戸イカの日イベントを開催いたしまして、当市が水揚げ量日本一を誇る八戸のイカの PR に取り組んでおります。今年度は 8 月 10 日の八戸イカの日には、八戸ポータルミュージアムはっちにおいてイベントを開催しております。また新たな取り組みとい

たしましては、八戸のイカに関する情報を閲覧できるホームページの開設や、イカの日にはイカ料理を割引してもらえるような市内飲食店へ協力を呼び掛けております。今後は飲食店だけではなく、市内スーパー等にも協力を呼び掛けていくこととしております。するめイカにつきましては国内全域の沿岸で漁獲されておりまして、八戸前沖さばのような粗脂肪分が他海域で捕獲されるさばよりも高いという特性というのはなかなか見出すことは難しいということで、他地域との差別化というのはなかなか難しいと考えております。こういう中で八戸みなと漁業協同組合では、組合員が漁の最後に釣り上げた新鮮なするめイカを箱に、通常 2 段のところを 1 段に入れて、八戸のいか 1 段詰めを開発しております。また民間事業者では県産活いかを生きのまま販売するシステムを構築するなど、差別化に向けた取り組みを行っているところでございます。今後これらの取り組みについて、イカの街はちのへ連絡協議会の情報発信等を支援し、イカのブランド化を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。No.8 でございます。八戸地域プロジェクトの推進ということで 2 名の委員から出されておりますが、よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 このままでよろしいということですので、引き続きよろしく申し上げます。

●水産振興課 はじめに、がんばる漁業復興支援事業への移行についてお答えをいたします。改革型まき網漁船、第 63 惣寶丸は国のもうかる漁業創設支援事業というものを活用いたしまして、昨年 5 月から 3 年計画で実証操業に取り組んでいりましたが、震災後にはがんばる漁業復興支援事業が創設されまして、被災漁業者であるということ、支援内容が前回の事業よりも拡充されていることを理由に、もうかる事業の活用を 1 年で終わらして、今年 5 月から残り 2 年について、新制度のがんばる漁業へ移行することとしたものでございます。実証実験の成果でございますが、従来のもうかる漁業の 1 例目である第 83 惣寶丸これが既に 3 年間の実施実験を終了しております。これにつきましては 1 船団 4 隻体制で操業しており、55 人程度乗っているのですが、これを 2 隻 33 人体制に縮小することによって経費削減が図られた。あと販売につきましても、船の中でさばを急速冷凍させる船凍さば、これが市場で高値で取引されるなど、収益性の改善に効果を上げておりますことから、今回の第 63 惣寶丸につきましても収益性の改善が期待されているところでございます。

2 つ目のイカ釣り漁業、沖合底曳網漁業などの構造改革の必要性や内容についてでござ

いますが、当市の基幹産業である水産業を巡る環境は資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高騰など厳しい状況に置かれていることは否めません。委員の皆様もご承知のこととっております。このため当市では、八戸港の生産、流通、加工の全ての分野に共通した振興策として漁船漁業の再生をはじめ、魚市場の機能等の衛生管理の高度化、水産物の輸出をはじめとする加工流通の促進を図り、当市水産業の活力の維持回復に向けた抜本的な改革を進めようとしているところでございます。現在は大中型まき網漁業や、遠洋底曳網漁業の改革計画を進めているところでございますが、いか釣り漁業、沖合底曳網漁業につきましても厳しい漁業環境に耐えうる収益性改善を目指す取り組みが必要と考えております。こういうふうなものにつきましても今後八戸地域プロジェクト協議会などで協議されていくことと考えておりますが、まずはイカ釣りなどにつきましては被災された漁船の代船取得ということを優先的に行っているところでございます。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。いかがですか。

●**委員** はい、結構です。

●**委員長** よろしいですか。ありがとうございます。それでは9番目、水産加工業における被災地域との連携ということですか。それでは引き続きよろしくお願いいたします。

●**水産振興課** 水産加工業における被災地域との連携につきましては、他の被災地域と当市の水産加工業者とのOEM生産というようなものが現在行われているということでございます。このような中で市としてはニーズとシーズ、こういうものの情報提供による支援ということができると考えているところでございますけれども、なかなか民間業者さん同士の取引というような中で、なかなかそこに入り込んでいくというのは少し難しい状態にございます。それとまた、こちらのシーズに対して、こちらが思っているほど向こうがニーズとしてとらえていないとか、なかなかそういう状態があるようでございます。このような中で県の三八県民局におきましては、岩手、宮城、福島3県にコーディネーターを置きまして被災地域の企業のニーズを調査するために、三八地域への支援としてポテンシャルを調査し、企業間のマッチングを行なう三八地域震災支援マッチング事業を実施しているところでございます。また海外輸出に向けた加工場整備、加工品開発についてでございますが、品質衛生管理水準向上に取り組もうとする地域に対しまして、EUへの輸出に対応可能なフードチェーンの確立を図ることを目的とした、国の水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業というのがございまして、これと連携いたしまして、市では本年7月に設立されました八戸地区水産物品質衛生管理水準向上協議会に参画しているところでございます。この事業によりまして、市内水産加工業に対して専門家による技術指導等の支援が行われ、EU輸出に対応可能な施設の設備が今後進められていくものと考えております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

●委員 はい。

●委員長 ありがとうございます。それでは 10 番目、今の回答と少し重なる部分があるかもしれませんがけれども、よろしいですか。

●委員 ソフト面の対応について、どのように考えていらっしゃるか。

●委員長 更にソフト面について、またよろしくお願ひします。

●水産振興課 これにつきましては先ほどご説明いたしました、本年7月に設立された八戸地区水産物品質衛生管理水準向上協議会における取り組みがメインの取り組みとなっております。今後どのように取り組んでいくかということでございますが、まず、EUへ水産物を輸出する場合に、漁船、魚種、加工場これらのそれぞれが一連となって、対EU輸出施設に登録、認定される必要がありますことから、まずそれを構築していかなければなりません。具体的に申しますと、漁船につきましてはEU登録に向けたガイドラインを策定いたしまして、課題研究等を行いながら準備の整った漁船が適時申請していくということになっております。魚市場につきましては、現在震災からの復旧を進めております館鼻地区の荷捌き場A棟、これが9月末で完成する予定となっておりますので、その後専門家による指導を受けながら、対EU輸出水産物施設に登録に必要な衛生管理システムのハサッププラン、これを作成した上で申請を行っていかうと考えております。加工場におきましては専門家による現場確認を行って、EU認定に必要な内容等を調査し、課題研究等を行いながら、こちらにつきましても準備が整い次第それぞれ申請がされていくものと考えております。これらの取り組みを進めまして、EUへの水産物輸出が可能となることによって、EU内で行われるフードショー等への出展など、販路拡大への事業展開が今後可能となってくると考えております。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。

●委員 それはEU輸出のために登録ということで、加工場とか魚市場がそれなりの設備と人が必要になるということなのですが、私の素人考えでいうと、多分コンテナでの輸出になるかと思う。そういう場合、その輸出する設備、例えば今の八戸港のコンテナターミナル、こういうものが登録の対象になり得るかどうか、その辺のところもちょっと研究を進めていただいて、もしなり得るということであれば、それなりに一連の輸出の設備ということで、コンテナターミナル、ここはいま青森県の管理なのですが、こちらのほうにも整備をお願いするようなことも必要なのかと考えております。その辺のところの研究もよろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長 いかがですか、よろしいですか。

●水産振興課 はい。

●委員長 コンテナヤードがやはり必要になってくる。

●委員 一旦箱に入れますから。コンテナを箱に加工場で詰めますので、そこから先は国際基準で特にしぼりがないということであればいいのですが、結局その八戸から出るまでの段階が全てその規制の対象になるということであれば、それなりの対応も必要になってくる。そういう点で私も全然わからないもので、その辺のところも含めて研究していただければと思います。

(2) 農林畜産業の再興

●委員長 どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。それでは水産業の再興について、ほかに皆様方からご意見、ご質問がないでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは続いて「(2) 農林畜産業の再興」に移りたいと思います。11 番、施策情報について、このところよろしいですか。それでは担当課からよろしく願いいたします。

●農業経営振興センター 震災による園芸用ビニールハウスの被害につきましては、98 棟 2.28 ヘクタールという状況でございます。平成 23 年度におきましては国の被災園芸施設復旧等緊急支援事業の活用や、自力復旧によりまして 1.73 ヘクタールが復旧し、面積比率 76.2 パーセントとなっております。平成 24 年度につきましても国の事業を活用し、6 棟 0.12 ヘクタールが復旧予定でございまして、23 年度、24 年度合わせまして 81.2 パーセントの復旧見込みとなっております。被災者には国の事業の追加募集や事業内容の変更のたびに事業周知済みでございまして、81.2 パーセントの残りの部分につきましては、規模縮小や離農も 1 名ございましたけれども、そういったもので今後新たな事業希望は少ないものと考えておりますが、もし要望があった場合にはすぐに対応を行いたいと思っております。以上です。

●委員長 ありがとうございました。そういうことでよろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 それでは、12 番、水田等塩害防止対策の実施についての質問ですが、よろしいでしょうか。

●委員 はい。

●委員長 それではよろしく願いいたします。

●農林畜産課 水田等塩害防止対策の実施、農用地の除塩に係る特定災害復旧事業についてお答えいたします。津波の影響によりまして 53.4 ヘクタールの農地が冠水いたしました。冠水した農地では海水により塩分がほ場に蓄積され、作物の生育に悪影響をもたらすおそれがあり、県では冠水した農地を対象に救援対策についての説明会を開催し、被災農家より被災状況の聞き取りなどを行いまして、農用地の除塩に係る特定災害復旧事業で約 32.6 ヘクタールの農地の除塩作業を実施いたしました。ちなみに残りの約 20 ヘクタールにつきましては個人による除塩、これは未作付け等によるものでございます。作業は平成 23 年 11 月から平成 24 年 5 月にかけて実施しております。復旧の現在の状況は休耕農地や転作作物として水稻以外の野菜等も栽培されておりますけれども、水田機能はほぼ回復できたものと考えております。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。そういうことです。

●委員 はい、ありがとうございます。

●委員長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは 13 番、農業経営再建のための金融支援について、よろしいでしょうか。

●委員 はい。

●委員長 それでは不要だった理由についてよろしく願いします。

●農業経営振興センター 被災者につきましては農業施設用資金のほかに、自宅の修理費や生活資金も必要でありまして、こういった資金を一括で借りられます農協の資金を活用したのと考えてございます。以上でございます。

●委員長 農協さんの支援ですね。そういうことでよろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは 14 番に移りたいと思います。市川のいちご復興プロジェクトの推進について、2名の委員から質問が出ております。このままでよろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 そうですか。それではよろしく願いいたします。

●**農業経営振興センター** 「EC(塩分濃度の目安)0.3」につきまして、他の被害作物にも適応できる値かということについてお答え申し上げます。作物によりまして塩害に対する強さは異なるものでございますけれども、他の作物にも適応できる値となっております。ちなみに、いちごは塩害に特に弱くて、EC が 0.3 以下で、それと、ほうれん草、トマトなどは塩害に比較的強い作物で、EC は 1.0 以下で作付け可能となっております。続きまして定植可能土壌は 45.7 パーセントに復旧していますが、今後の見通し、いちごほ場での濃度の高いほ場の割合、それから塩分濃度の測定の状況については関連いたしますので一括して回答させていただきます。昨年の土壌分析は 13 名、46 地点の土壌分析をいたしまして、21 地点で 45.7 パーセントが植付け可能という状況でございました。その後改善された土壌もありまして、今年は希望のあった 5 名 17 地点の土壌を分析しておりまして、9 地点が EC0.3 以上と作付けが難しい状況にございます。昨年からの累計 46 地点に対しては、約 2 割が依然として濃度の高い状況にございます。その高いほ場につきましては、今後もほ場のかん水、除塩資材の施用などの除塩作業の実施や、土壌分析を継続しまして、9 月下旬のいちご定植時までには改善されないといった場合には、比較的塩害に強いほうれん草などの代替作物の導入について検討して参りたいと考えております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございます。2 名の委員からの関連する質問でしたけれども、よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** ありがとうございます。それでは続いて 15 番、畜産業の振興事業について、そのままよろしいですか。

●**委員** はい。食品メーカーの誘致は進めるという話なのですが、この畜産業者、特に大手などで考えていらっしゃるということですか。

●**委員長** その辺の動向も含めてということですね。それではよろしく申し上げます。

●**農林畜産課** 畜産業振興事業についてお答えいたします。当市の畜産業は家畜飼育に適した夏季冷涼気候や、飼料コンビナートの位置などの優位性を活かしながら、当地域の農業の基幹部門として発展してきております。本年 4 月に策定しました、第 10 次八戸市農業計画の中でも、振興方策として畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和、見直しについて関係機関に検討を促すとともに、他の畜産振興に関する規制の緩和、見直しについても関係機関と連携して働きかけるほか、近年全国的に多発している高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に迅速に対応するために、関係機関と連携を密にし、実効ある防疫体制の構築に協力する等、当市を含む県南地区の畜産業の振興のための環境整備を確保することとしております。当農林畜産課といたしましては、これらの畜産業振興のための環境整備が企業畜

産、事業者等の経営規模拡大や新規参入につながるものと考えております。以上です。

●**委員長** はい、いかがでしたかね。いま具体的な動きはどうでしょうかということでしたけれども、動きがあるのですか。お答えできる範囲で。

●**農林畜産課** 大変申し訳ないのですが、当農林畜産課といたしましては、関連加工関係の業者さんについては承知していなくて、実際に生産している農家さんの状況ですので、大変申し訳ありませんが、そういう情報は持ち合わせてございません。

●**委員長** 報道によれば、他の周辺の自治体さんに何か誘致というのがあります。

●**産業振興課** 産業振興課からですけれども、我々は企業誘致のほうを担当している部署ですが、今のところ具体的にそういった食品関連のメーカーさんとやり取りしているという状況ではないです。

●**委員長** なるほど。

●**産業振興課** そういった八戸でやりたいというようなところがございましたら、我々としても誘致の活動を進めて参りたいと考えておりますので、もし、そういった情報等を持ち合わせておりましたら、ご提供いただければと思います。

●**委員長** これについて飼料コンビナートが充実しているということもあるのですが、それ以外に屠場の問題とか、そのような複合的なものがあってトータルの判断になることがありますが、今のところ八戸ではないということですので、引き続き、がんばっていただきたいと思います。

●**産業振興課** はい。

●**委員長** わかりました。ありがとうございます。それでは 16 番、木質バイオマス利活用の可能性の検討についてです。

●**委員** 2月くらいにちょっと地元紙に出たので、その後いかがかと思って。

●**委員長** はい、引き続き農林畜産課にお願いします。

●**農林畜産課** 木質バイオマス利活用の可能性の検討についてということでお答え申し上げます。今年の2月に地元新聞紙で報道がありました、八戸市内の木材卸業者等によるバイオマス発電報道についてですが、昨年度林野庁が第2次補正予算によりまして青森県、岩手

県、宮城県、福島県の被災 4 県におきまして震災のガレキの処理を目的に、木質系震災廃棄物利用可能性調査を行いました。青森県では被災地である八戸地域において当該調査が実施されまして、八戸市内の木材卸業者等が共同でバイオマス発電事業に応募いたしました。しかしながら当時は再生可能エネルギーの買い取り価格が定まっていなかったことから、申請主体であります青森県が事業採算性を判断できないということで、第 3 次補正による事業実施を見送ったところでございます。その後再生可能エネルギーの買い取り価格が確定いたしまして、当該事業者は活用可能な補助金あるいは原料確保について情報収集を行っていると同っております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。

●**委員** 計画は進行しているということでございますか。

●**農林畜産課** まずは情報収集しているということですので、業者さんとすれば可能性があるということと考えていると思われまます。

●**委員** はい、わかりました。

●**委員長** 木質バイオマスの買い取り価格も少し高く出ていましたので、可能性が少し出てきているので、それを踏まえてということでしょう。ありがとうございました。ほかにご質問ないでしょうか。よろしいですか。

それでは意見ということで 17 番、農水産物等マスコットキャラクターについて、委員から出ております。補足はよろしいですか。このままで結構だということですので、担当課さんよろしくをお願いします。

●**農業経営振興センター** 当市では八戸市内の農産物を売り込むために、今年 8 月 24 日に農産物ブランド戦略会議を設置しておりまして、販売戦略やそれらのブランド力向上のための施策を検討することとしております。この戦略会議の中で販売戦略のひとつとして検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。そういうことで、よろしいですか。いわゆるゆるキャラのようなものを戦略会議で検討していただきたいということですね。楽しいものができればいいですね。ありがとうございました。

(3) 企業活動の再興

●**委員長** それでは次のページに移りたいと思います。企業活動の再興ということですが、18 番、施策情報について委員から出ていますが、これでよろしいでしょうか。

●委員 これではよろしいです。

●委員長 それではよろしく願いいたします。

●商工政策課 まず企業活動状況についてですけれども、復旧状況ということでみますと、今年の3月に青森県が発表いたしました東日本大震災に係る県内企業被害状況調査報告によりますと、平成24年2月時点で直接被害を受けた事業者の内、復旧済とされた事業者は88.7パーセントということです。9割以上復旧しているという事業者と合わせますと95.2パーセントなり、着実に復旧が進んでいるものと考えております。震災前後の指標の状況ですけれども、廃業、起業については把握しておりませんが、負債総額1,000万円以上の市内企業の倒産につきましては、被災前の平成22年度におきまして倒産件数は11件、負債総額14億円、平成23年度におきまして倒産件数は10件、負債総額は約35億円となっております。データの把握できるのは製造品出荷額ということになりますけれども、直近の国のほうのデータのほうが出されておられませんので、震災前後の比較はちょっと数字的には把握をできていない状況になっております。

あと有効求人倍率につきましては、公共職業安定所による八戸管内の状況ということで発表されておりますけれども、震災前の平成22年の6月は0.37倍ということでございましたが、今年の6月には0.72倍と復興需要等の影響により大幅に向上しております。経済状況全般としては穏やかではありますけれども回復をしているととらえております。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。いかがですか、よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 はい、ありがとうございます。それでは19番、被災事業者の復旧支援についてということで、これはこのままでよろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 それでは引き続き商工政策課さん、よろしく願いします。

●商工政策課 仮設事務所、仮設工場につきましては、昨年8月から中小企業基盤整備機構と本市が整備を進めておまして、本年の5月をもちまして予定しておりました案件の入居が完了しております。入居者は三菱製紙関係の事業者ですとか、漁協、運輸業者などの17社で、14地点におきまして19棟が整備されておまして、被災事業者の復旧支援に役立てられております。今回整備されました19棟のほとんどはそれぞれ元の事務所、工場等

があった場所、もしくはそのそばにおいて利用されておりまして、入居者からは今後仮設施設の使用をやめたあと、事務所、工場を整備するという話は今のところ伺っておりません。以上でございます。

●**委員長** なるほど。そういうことは今のところほぼ予定がない。復旧はほぼできたと捉えているということですか。

●**商工政策課** はい。

●**委員** すみません、大変小さいことですが、グループ補助金の補助実績について、他のグループについてはわからないのですが、港湾運送・港湾倉庫グループ、実は私どもの会社のことで21社というものは、当初申請した業者が21社で、実際にはいわゆる補助を受けた業者は16社なのです。大変細かい話ですが、他のグループは何社で何社か全然存じないのですが、私どもの参加していましたグループはそういうことですので、実績ということであれば16社というほうが正確かと思っております。

●**委員長** 担当課さんいかがでしょうか。申請が21社だったようですが、それが16社だったということらしいのですが。修正しておきますか。

●**委員** 補助実績となるとどうも違和感があります。

●**産業振興課** グループ全体が補助金をもらうわけではないので、グループを組織している会社数と、実際にもらっていたものと少し違いが、どの部分も一緒で出てきますので、どちらで捉えるかという話になるかと思っておりますので、ここはよろしいかと思っております。

●**委員長** 実態はそういうことなので、どちらで捉えるかということのようですが。

●**委員** そういうところを把握しておいていただければいいです。

●**委員長** そういことですね。わかりました。ありがとうございました。他にないでしょうか。ないようでしたら20番に移ってよろしいですか。20番、海外販路拡大事業について、これは2名の委員から出ております。補足はよろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** それではどうぞ引き続きよろしくお願いたします。

●**産業振興課** まず海外販路拡大の事業はフードにかたよりすぎというご質問についてで

すが、青森県では農林水産品輸出促進戦略を作成しております。青森県の優位性を発揮できる農林水産品の輸出拡大に取り組んでおります。当市においても日本有数の漁獲量を誇る水産品並びにその加工品、県産品を使用したその他加工食品等、特産品は食品関係が多いこともあり、食品を中心に販路拡大に取り組んでおります。食品関係以外では、今年度につきましては株式会社八戸インテリジェントプラザで国の補助事業を活用しまして、市内企業7社と共に台湾での工業製品の受発注関係の構築を目指し取り組んでおります。当市としては八戸インテリジェントプラザの担当課である商工政策課が同事業のサポートにあたっております。

続きまして出展企業についてですが、広報はちのへ並びに新聞等で参加を募っております。また当課のほうで八戸港のポートセールスも含めまして、企業訪問を行っております。海外との取引に関心の高い企業に関しましては国や県、JETRO等の事業も含めまして海外の商談会ですとか、出展情報についてお声掛けをしているところであります。

続きまして中国への食品輸出についてですが、昨年の震災直後は日本の食品がほぼ中国に輸出できない状況でありました。しかし現在は青森県産品に関しては中国に輸出されております。しかし輸出ごとに放射能検査の証明書を添付する等、手続きが震災以前よりも煩雑になっておりますので、今後の見通しに関しては放射能検査証明書等の検査がいつまで求められるか不透明な状況であります。海外の展示会等で青森県産品の安全性をPRするのはもちろん、県やJETRO等を通じて規制緩和について求めていきたいと思っております。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。それ以外で何か情報をお持ちですか。

●**委員** 今のところはありません。ただ、中国とか今までやっていたようなところも、経済情勢が変わってきているので、ベトナムとかミャンマーとか八戸の優位性を活かした販路拡大ということを、やはり市独自に考えていったほうがいいのかと感じていまして、私ら民間と共同でいろんなことを考えていければということは感じております。

●**委員長** そういうことでよろしく申し上げます。

●**産業振興課** はい。

●**委員長** 中国への輸出の件では何かありますか。

●**委員** ある意味でクオリティをきちんと提示していますということで、放射線チェックということは大切だと思います。そういう点では大変かと思うのですがけれども、時間的それからいろんな手続きも簡便になるように是非考えていただいて、いつでもきちんとすぐに出せますというような体制が整えられることを希望します。

●**委員長** 先ほど規制緩和ということもありましたので、その辺をにらみながら進めていただければと思います。ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。21 番、県外からのがれき受け入れ・再資源化についてご質問が出ております。よろしいですか、このままで。それではよろしく願いいたします。

●**環境政策課** まず 1 点目の八戸セメントの受入許容量はどれくらいでしょうかということですが、八戸セメントは従前よりセメント原料、燃料の一部に廃棄物を大量に用いております。現在受け入れしている県外の災害廃棄物については、それらの原料、燃料のごく一部にあたっております。八戸セメントが処理している廃棄物については、青森、岩手県境不法投棄事案の産業廃棄物や市の災害廃棄物のほか、通常の産業廃棄物など多岐にわたっております。受け入れする廃棄物については、製造されるセメントの品質管理のため、廃棄物ごとの塩分濃度やその他の成分の変動状況に応じて、それぞれの受け入れ数量をセメントと排出者のほうで協議しながら決めております。そのため一概に受け入れ許容量がどれくらいかということについてはお示しできない状況でございます。ただ、24 年度の県外の災害廃棄物の受入れ予定量としては 22,000 トンでございますが、八戸セメントでは通常 1 日原料としては 6,000 トンほど使っておりますので、それに対して年間 22,000 トンということでございますのでほんのごく一部ということでございます。やはり最後にセメント製品の品質管理ということでありますので、残念ながら何トンということはお示しできません。

それから 2 点目の八戸市内では他に災害廃棄物を処理できる施設はどれくらいありますかということについてでございますが、市内には廃棄物処理関連事業者は非常に多数ございます。現に市内で発生した災害廃棄物については、20 社を超える処理業者さんをお願いして処理を進めております。ただ、他県からの災害廃棄物についてなのですけれども、これについても廃棄物の種類、形状によっては対応し得る事業者がある可能性はあると考えております。ただ、現在、県外の被災自治体から八戸セメント以外での処理施設における、災害廃棄物の広域処理に関して具体的に要請はありません。したがって現在では八戸セメント以外の処理施設における県外からのがれきの広域処理について具体的に検討しておりません。これについても要請があった場合には、できる限りの協力をして、受け入れを認める方向で考えております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございました。よろしいでしょうか。八戸市が率先して受け入れたことで他の自治体も最近は受入れが始まったようですから、そういう意味で要請が少なくなってきたということはいいことだと感じます。ありがとうございました。それでは 22 番、被災事業者に対する経営支援については、これでよろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** それではよろしく願いします。

● **商工政策課** 震災後被災事業者からの融資制度の活用に関する相談に対しましては、政府系金融機関や県、市の低利で使いやすい融資メニューの紹介を行ってきております。また各種支援補助金等につきましても、国、県の補助金や各種支援機関の募集する補助事業などの活用を推進しております。委員ご質問の経営全般に関するサポート、相談等の体制につきましても、市に専門の相談員やコーディネーターがおりませんので、経営相談に関することであれば八戸商工会議所、二重債務問題に関することであれば産業復興相談センターなど、相談の内容に応じて専門機関への誘導を行っております。以上でございます。

● **委員長** ありがとうございます。そういうことで商工会議所等と役割分担ですね。わかりました。

● **委員** ちなみに商工会議所の相談状況というものは把握できていますか。

● **商工政策課** すいません。手元に資料がございません。

● **委員長** わかりました。それは商工会議所に尋ねてみましょう。ありがとうございます。以上で企業活動の再興についてのところは終わりますが、他にご意見はございませんか。はい、どうぞ。

● **商工政策課** 申し訳ありません。最初の方のご質問について回答漏れがございました。

● **委員長** どこでした。

● **商工政策課** 18 番の 2 つ目のところの、地域企業への支援のひとつとして、自治体における地産品納入を積極的に行うことが新たな市場開拓への実績になるものと思うが、状況はいかがでしょうか、という問いがございました。これは委員ご指摘のとおり、地元での製品の納入実績が新たな市場開拓に有効であると我々も認識をしております、そのため市におきましては地方自治法の規定に基づいて、平成 21 年度から八戸市新商品開拓者認定制度を実施しております。この制度につきましても市の物品調達において随意契約による購入が可能となる制度でありまして、地域内で製造された一定の要件を満たした新商品について、外部委員による審査会を経たのち商品を認定するものであります。認定された商品は入札によらずに購入は可能となる制度でございます。これまで平成 21 年度は 1 件、22 年度は 2 件、23 年度は震災の影響で応募はございませんでしたけれども、今年度は 3 件の計 6 件を認定しております、平成 22 年度には認定商品を八戸市民病院が導入をしております。導入件数が増えるように今後各部局に働きかけをして参りたいと考えております。以上でございます。

● **委員長** ありがとうございます。いかがですか、よろしいですか。何か少ないような

気もしますけれども、PRしながら進めていってもらえればと思います。

●**商工政策課** そうですね、いろいろ導入のタイミングが合う、合わないもあったりして、難しいところもありますけれども、その辺は何回も働きかけをしていきたいと思います。

●**委員長** そうですね。わかりました。よろしくお願いします。

(4) 観光、サービス業の再興

●**委員長** それでは、「(4) 観光、サービス業の再興」についてよろしいでしょうか。もし、担当課の方で入れ替えがありましたら、このタイミングでお願いします。それではNo. 23、施策情報について委員から2つ出ておりますが、よろしいですかこのままで。

●**委員** はい。

●**司会** それでは観光課さんでしょうか。よろしくお願いします。

●**観光課** 八戸市における観光の状況についてですが、三陸、岩手県沿岸、それから宮城県にかけては、かなり施設が被災して、施設の復旧も遅れている。そういう意味では八戸の場合は海岸線の観光施設それから工場等も被災いたしましたけれども、その復旧も早く進んでいるという状況でございます。また早くから風評被害の対策として元気な八戸をPRということで、観光キャンペーンを通じて八戸の元気をアピールしてきたということもありません。観光客数、宿泊客数を見てもグラフのとおりでございます。順調に伸びてきて、年度では昨年と比較してそれほど観光客の入込みは落ち込んでいないと思っておりますし、また戻ってきているのではないかと考えています。ちなみに参考数値で申しますと、今年の1月から3月までの数値しかまだ集計できてないのですが、市内の主要18施設の入込み客数の統計を取っているのですけれども、それでは昨年に比べて大体50パーセント増しくらいの人数になっているという状況でございます。

それから観光資源としての三社大祭に絡めて、復興の一貫として電線類地中化のまちづくりの推進を図ってはどうでしょうかという質問がございました。復興事業としては、壊れたものを新たにつくって魅力あるまちという形にするということになると思うが、この電線類地中化をそれでできるかどうか、私も定かではございませんけれども、美しいまちなみ景観ということもございます。それからこれまでの実際の事業ということになりますと、道路を管理する国や県等の担当部署の所管ということもございまして、これらの部署が、そういう視点から事業推進を図っていただけることを期待しているところでございます。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

●委員 電線の地中化にはかなりお金が掛かるというのは分かります。一方で、観光の大きな目玉である三社大祭では、観光客の方達がお通りをせっかく見に来ただけけれど、山車がたたまれ小さくなっていて、あるときだけしか開かず醍醐味や豪華さを感じる時間が少ない状況があります。観光資源の有効利用の観点からも、大変もったいないことだと思います。予算の確保はすぐに実現は難しいかと思いますが、是非長い目で、観光振興につなげていただければと思っています。

●委員長 ありがとうございます。

●委員 電線地中化している八日町とか十三日町がありますけれども、信号がじゃまになってしまうのです。これは五所川原とかに行くと可動式の信号になっているのに、八戸は可動式になっていないというのがあるのです。やはり県にも働きかけて、せっかく地中化しているのに信号で山車のかざりを下ろさなければいけないというところもあるので、是非県のほうに言って県警を動かして、その信号をフレキシブルな信号というのですか、その設置に向けて考えていただいたほうが良いと思います。時間に追われて運行していますので、かなり信号があるだけで閉めなければいけないのです。だからしばらく前から閉めて、やり過ぎて、開く頃にはカーブがあるのでだめだということで、これだけせっかく電線を地中化しているのにということがあるので、その辺も考えてもらいたいです。

●委員長 五所川原では、立ちねぶたの信号が横になって道路に平行になるから楽なのです。あれは折り畳みができないから余計にああいう形になっているのですが、三社大祭も同じことで、かなり信号がじゃまになって、その度に縮めたりしているものですから、そういった把握はされていましたか。

●観光課 三日町、二十三日町で申しますと縦のラインはご承知のとおり電線地中化になっているのですが、横のラインがあって、そこにもやはりまた電線があるということで、どうしても信号のところで一旦下げないといけないという状況にもなっていて、なおかつ信号については、委員のご発言のとおりだと思っておりますので、その辺につきましてもこれから関係機関に検討してもらえればと期待しております。

●委員長 県になるのですか。

●観光課 多分信号機は警察の関係だと思います。思いますとしか言えないのですが。

●委員長 電線地中化を進めるときに、全部一緒に進められるのであれば、合わせて今のよう意見を取り入れて、信号も可動式になっていけばなおいいと思います。あと有線の電線もありますよね。有線放送でしたか、あれは今どうなっているのですか。そういうことも

あって、私は以前調査に関わったことがあったので、電線以外に有線放送の線もあつたりします。ですから、そこはなかなか撤去できないので難しいと聞いております。その辺、全般を見直していただいて、ご検討いただければと思います。ありがとうございました。ほかによろしいですか。では続いて 24 番、種差海岸砂浜清掃の実施について、このままでよろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 では、よろしく願いいたします。

●観光課 種差海岸の芝生の中には危険物やゴミがあるようですがということで、今後の清掃やボランティア受け入れについてでございますが、種差の芝生につきましては地元の観光協会に通年で清掃を委託しております。時期にもよりますが月 10 日程度、7月、8月には 30 日程度の清掃を 2 名の方でやっていたという状況になっております。ガラス、それからゴミといったものをきちんと拾っていただくようにしておりますし、今後もこのような形で、特にガラスなどは手を切ったり、足を切ったり危険ですので、よく注意しながら清掃を実施していくようにしていきたいと思っております。以上です。

●委員長 ありがとうございます。いかがですか。

●委員 月に 10 日で 2 名ということですが、あの広い部分を 2 名で 10 日となるとやはり全部にいきわたらないと思っております。実をいいますと、うちに加盟しているところでボランティア清掃をした際に、かなりガラスとかごみがあったということを知っていたものですから質問させていただいたのです。2 名というのは多いか少ないのか、そこも含めてご検討いただいて、少ないのであれば増員するとか、そのままでいいというのであれば念入りにもう少しやってもらうということをお願いできればと思います。

●観光課 2 名というのは、朝から夕方まで 8 時間ということで、頻度が 10 日であれば少ないのかという話になれば、2 人で広い中ですが十分できているのではないかと考えています。ただ、委員ご指摘のとおり、目の届かないというか、そういう部分もあるかもしれません。ボランティアの受け入れ等につきましては、当市のほうにも海岸線を清掃したいというようなお話しがあれば、今は主に大須賀海岸、波で打ち上げられるものが多いものですから、そちらのほうの清掃をお願いしています。依頼があれば、ボランティアの方にそちらを紹介しているという状況ですが、今後は市役所のほうにボランティアで清掃したいという申し入れがあれば、種差のほうも清掃してもらうようにしたいと思います。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。私からですけれども、今のご回答でよろしいと思うのですが、わりと海岸線のところは日にちがだぶって、ボランティアの団体さんが同じとこ

ろを翌日行ったりということがあるので、問題は管理体制のような気がするのです。ここは終わりましたので、希望のある方々にはこちらをお願いしたいというような管理をしながら誘導していくというシステムができれば、海岸が終わったから、では芝生のほうをやりうかというようなことになってくると思うので、そういう受け入れ体制と誘導の仕方を地元の観光協会さんであるとか、そういったところと窓口をどこかで一本化しながらネットワークを組んでいけば、よりボランティアの方々も有効な活動ができるような気がするのですが、いかがですか。

●**観光課** 確かにそのとおりだと思います。観光課のほうにそういうボランティアで清掃をしたいという問い合わせもありますが、そうではなくて自主的にやっているところもあるという現状で、それはそれで二重にきれいにさせていただいてありがたいことだと思っておりますけれども、その辺をうまく調整できればよいと思っています。

●**委員長** そうです。私も何回かやったことがあるのですけれども、もう決めてかかっているわけです。それでいいだろうと思っていると、新聞にも前の日やりましたということが出たりするのです。ですから、もしそういう団体さんがおられたら状況確認をこちらで受け付けておりますのでと言っただけならば、そこでやはり情報を得て有効な活動に結び付くというようなことだと思います。そういうシステムをつくることだと思うのです。そこを一つの参考にしていただいて、有効な対策を立てていただければよろしいかと思っております。

●**観光課** はい、ありがとうございました。

●**委員長** ありがとうございました。それでは 25 番です。種差海岸の国立公園編入の促進についてお願いします。

●**観光課** 平成 23 年 9 月の要望の内容につきましては、三陸復興国立公園の再編に伴う種差海岸の国立公園への早期編入、それから復興のシンボルとなるビジターセンターや長距離トレイルの環境整備をお願いしたいという内容の要望をしております。それからまた 9 月 14 日の説明会でございますけれども、これは現在国が三陸復興国立公園へ向けて作成中の公園計画、この素案の概要について説明会をしたいと思っております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございました。他の委員さんから何かご質問ありますか。これに関してはよろしいですか。ありがとうございました。それでは次に移りたいと思っております。26 番、三陸復興国立公園蕪島エントランス整備事業の推進についての質問です。5 つ出ておりますが、よろしくお願いたします。

●**観光課** まず、蕪島整備方針の三陸復興国立公園全体の中での位置付け等についてでございますが、蕪島地区整備方針につきましては、平成 25 年度早期に種差海岸が三陸復興国

立公園に指定される予定ということで、蕪島地区も大分被災したものですから、蕪島地区を三陸国立公園の北の玄関口として相応しい整備をしようということで作成したものでございます。基本方針につきましては、蕪島周辺でございますので、うみねことの共生、それから三陸海岸の復興のシンボル、魅力ある集客拠点の創出ということを掲げております。基本計画とか事業計画につきましては現在、これから基本設計の策定に入っていくということで、構想のみという状況になっております。

次に整備方針について、これは構想の中でのさまざまな施設の計画と進捗状況についてということですが、整備方針の構想の中には、（仮称）道の駅、それからプロムナード公園、広場、今ある中央広場の築山、それから海浜公園、ウッドデッキの計画等を載せてあるのですが、これにつきましても、これから今年度内に基本設計をしていくという状況でございます。それから中央広場の築山、イベント広場の設営に支障にならないのかということですが、蕪島神社の下の部分につきましては蕪島祭りのイベントに使われておりますけれども、そういったイベント会場としても利用できる広さを確保したいと思っております。それから計画の構想案の中には海岸沿いの築山等があります。それが海への視線を遮り、景観、ランドデザイン上変更が必要であると思う、また、道の駅に新規のウッドデッキを隣接させ、道の駅内にレストラン等を設けたほうがいいのではないかというご意見もふされております。この件につきましては、これから基本設計をしていく中で意見を伺いながら、築山の位置が高い、あるいは動かしたほうがいいということであれば、それにつきましてはそういう設計の中で検討していきたい。同じくウッドデッキのほうも、これについてもそのように思っております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。他の委員さんから何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●**委員** 以前、新幹線開業のときに、商工会議所青年部と青年会議所でいろいろ八戸線を活用して、観光を推進しようということを検討した際に、JRさんに要望して実現寸前までいったことがあったのです。自転車で乗り降りできる車両の導入ということで、もう一步だったのですが、できなかつたのです。三陸復興国立公園に指定された際には、遊動性というものが必要になってくるので、自前の自転車で来る観光客もいますので、例えば蕪島から乗って、久慈のほうまで行くとか、そういうお客さんも来ると思いますので、再度JRさんのほうに、ヨーロッパみたいに自転車を持って入られる車両の導入、その辺も要望していただければ、また魅力が増してくるのかと感じていますので、是非その辺を再考していただければと思います。

●**委員長** そうということですが、よろしいですか。

●**観光課** そのような車両を私も話を聞いてみて、可能性については調査してみたいと思います。

●**委員長** ありがとうございます。ここのところは構想段階の図があれば、他の委員も理解しやすいと思うのです。参考資料として出していただければ、また活発な意見ができるかと思しますので、後でも結構ですので、これを添えていただければその辺はわかりやすいのかと思えます。

●**観光課** 事務局を通じて送付させていただきます。

●**委員長** そうですね。よろしく願いいたします。ありがとうございます。それでは 27 番、物産展の開催関連ということで、観光キャンペーンイベントの開催についてですが、これでよろしいですか。

●**委員** 祭りは神事だということがネックになって、この 8 月の頭にもってきた時点で、かなり先人達にご苦勞されたというふうに思っています。今となると結構弊害も出てきているのかと思えますので、この辺のご意見をいただければと思います。

●**委員長** それでは、よろしく願います。

●**観光課** 三社大祭を PR すべきということについてでございます。実物を持って行って PR するということはなかなか難しい部分があります。平成 22 年か 21 年に 1 度、東京ドームでやっている「ふるさと祭り東京」というイベントがあるのですが、これに出展して PR したことがございます。以前に県で開催していた「活彩あおもり大祭典」というキャンペーンでも東京ドームに 2 回ほど行っております。その前は京都まつりで、実物の山車を持って行って PR しているところでございます。まず、ふるさと祭り東京につきましては約 38 万人、期間中 9 日間なのですが、そういった方々に見ていただいております。現在も、実物は持って行けないものですから、5 分の 1 サイズのミニ山車、これにつきましては東京のイベントや観光キャンペーンの際にも持って行って PR し、また去年からは薄型テレビが普及してきたということでありまして、大型のテレビを持って行って、キャンペーンのブースで、音も出して DVD を流している。やはりそういう音が出ているとお客さんが大分止まって見ていただいて、PR になっているかなと思っています。ただ、やはり委員がおっしゃるとおり、こんな祭りがあったことを知らなかったという方々が多いのが実状だと思っております。そういうことで、これからもお金をいっぱい掛ければ効果があるかもしれませんが、限られた予算の中で PR していきたいと思っております。

時期をずらすことにつきましては、昭和 35 年当時は 8 月 21 日から 3 日間、そのあと昭和 57 年からは現在の 8 月 1 日から 3 日間という時期に変更になったものでございます。この時期につきましては平成 21 年に三社大祭実行委員会が、今後の三社大祭がどうあるべきかということで、三社大祭のグランドデザインというのを作成いたしました。この中でも、今後のまちづくりの動向とか、機運の高まりを見ながら継続的に議論をしていきたいと思います。

いうことになっております。三社大祭実行委員会でもその方針を示して、日程のことについては慎重にやっっていこうという状況になっているのが現状でございます。

●**委員長** ありがとうございます。いかがですか。

●**委員** PRにつきましては限られた予算ということなので、戦略をもって、例えば5カ年計画ではここまでもっていくのだというところで知恵を絞って、マスコミを巻き込んだ何かこういう戦略ができれば、五所川原でさえ数年間でこれだけメジャーになっていますので、やはり知恵を絞って戦略を立てていけば、かなりこれだけのいいものを持っているお祭りですので、もっともっとPRできるのではないかと考えております。その辺を検討いただければと思います。

●**委員長** 時期の問題はいろいろ議論があって、毎回こうしたほうがいいのか、今のほうがいいのかということ、関係者の方々からいろいろ意見が出ています。今のところ少し落ち着いたような気がしますけど、検討する時期があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あとは意見何かよろしいでしょうか。それでは次のページ移りたいと思います。フィールドミュージアム八戸の推進について、このままでよろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** それでは引き続き、観光課さんよろしくお願ひします。

●**観光課** ミニ山車の製作についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、競争によって裾野が広がっていく状況が、確かに山車の製作については理想とっております。ただ現状、山車制作者の中でミニ山車の製作を行う余裕があるという方は少ないのではないかと考えています。実際作れるという方がいるかどうかという調査をしたことはないのですが、聞いた限りでは、山車製作している人は、山車作りでいっぱい、来年の構想を今年の祭りが終わってから練っているのだという話も伺っております。そういうことで、今現在では、なかなか他の人が見つからないような状況になっております。ただ質の向上という点では、今現在ミニ山車は2台あるわけなのですけれども、かなり質の高いものができるかと認識しております。1台は今現在、通常は本館の1階に、もう1台ははっちの2階に展示しているという状況でございます。失礼しました、ミニ山車につきましては現在、数年かかってつくって寄贈していただいたミニ山車もございまして、それにつきましては今現在は通常、駅の観光プラザに1台ということになっております。全部で今ミニ山車が3台あるのですが、この3台目を作った方がもう1人いるのですけれども、この方が趣味で作っているのですが、何年もかかってやっと1台作っているという状況で、役所の予算でいくと単年度でつくるとい形になるもので、そういう短い期間で作るといこともなかなか難しいという状

況です。今の3台目の山車は、現在、八戸駅の新幹線のコンコースの中に7月末から展示してPRしています。以上でございます。

●委員 山車製作者の中で引退された方で、作りたいという方が結構いらっしゃるの、一応皆さんに広く周知徹底すると、実際見せてもらったのですけれども結構いい山車をつくっているのですよ。からくりも動いたりして。ですから、そういう方もいらっしゃるの、一応声を掛けてみたりするとまた裾野が広がっていくのではないかと思います。

●委員長 はい、ありがとうございます。もしかすれば、これは伝統の事業継承ということが、県の補助でも今進めています、予算を取れそうな感じがしていますので、山車製作の継承者を育成するとか、あるいはそういう事業の中にこの裾野を広げるような事業があると思いますので、そういったこともまた、それぞれの山車製作の組の方々にご紹介しながらやっていければいいのかと感じました。これはこの辺にさせていただいて、引き続きフィールドミュージアムの推進で、ポータルミュージアムはっちを活用した観光の推進ということで、よろしく願いいたします。

●観光課 ポータルミュージアムを活用した観光の推進についてということで、まず、フィールドミュージアムPR用のDVDの内容についてでございます。これは現在作成を進めているところでございますが、11月末が一応完成の見込みでございます。八戸の観光資源である自然、食、お祭り、文化、歴史等を紹介するもので、時間につきましては20分程度と、それから10分程度のものを2種類制作中でございます。これは昨年震災があったものですから撮りきれない部分もありまして、今年度に繰越をして実施しているもので、契約金額については約500万円となっております。制作会社は東北博報堂さんに委託しているものでございます。

それから、はっちのフィールドミュージアムガイド付き体験ツアーの内容につきましては、はっち発のまちぐるツアーの中で実施しているものでございます。23年度につきましては4回、24年度につきましては2回実施しております。時間につきましてはメニュー・コースによって3時間から6時間程度、費用も途中いろいろ飲食も含めて2,800円から8,800円の中で、コースによって料金が違うという形になっています。その運営につきましては八戸観光コンベンション協会が実施してございます。

それから、はっち発フィールドミュージアムを巡るパンフレットの内容についてでございます。これは「八戸のなぞ」というパンフレットでございまして、はっちの3階のパンフレットコーナー等にあり、このようなパンフレットになっています（パンフレット提示）。フィールドミュージアムはゾーン別に、歴史、祭り、渚、田園ミュージアムとか、そういう中を紹介しながらその中に綴じ込みではっち発のお勧めのモデルコースをつくったものを挟み込んで、はっちから例えば朝市とか蕪嶋神社を巡る、あるいは酒蔵を見たり、史跡根城の広場、あるいは種差に行ったり、是川縄文館へいたり、あるいは山の学校なり、田園空間を巡ったりというコースを網羅したパンフレットでございます。これにつきましてはの製作者

はサンブラッソ・エイティーブイというところになっております。青森に本店がある業者になっております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。他の委員さんで関連の質問、ご意見はないでしょうか。よろしいですか。それでは引き続き次へ移りたいと思います。30 番、ジオパーク構想の検討についてです。これも観光課でよろしくお願いいたします

●**観光課** 24 年度にどの機関とどのような内容でということでございますけれども、24 年度、このジオパークにつきましては、岩手三陸ジオパーク推進協議会というものがございまして、これが岩手県の沿岸部の市町村と岩手県、それから環境省なり国道事務所、そういったところが入って進めている協議会です。こちらのそういう学術専門部会委員会のほうから、岩手三陸ジオパークということではなく、今の被災した沿岸部を中心に、南は気仙沼市、それから北は八戸市までを含めて三陸ジオパークという大きな括りでというお話がございまして、一緒にジオパークを目指しませんかという声掛けがございまして、そちらのほうと今現在、加入等に向けて協議をしている最中という状況でございます。25 年度以降につきましては、ジオサイトの調査や整理が必要だろうということで、そのような形でやっていかなければならないということで、現在記載している状況になっております。以上でございます。

●**委員長** ありがとうございます。他の委員さんから追加の質問、ご意見がありますでしょうか。よろしいですか。それでは 31 番、観光誘客活動について、何かないですか。

●**委員** この支援ツアーということとは別に、被災地そのものを見るということではなくて、東北の観光地を観光しましょうということですか。実は私の友人がこれを夫婦で、去年から今年に掛けて何回かいろんな東北の観光地に来ているということがあります。そういうツアーというものが商品としてあって、それなりに売れているような話を聞いたもので、うなのかということですか。

●**委員長** それでは、よろしく申し上げます。

●**観光課** 当市の場合は、三陸の他都市に比べますと被害の程度も比較的軽かったということで復旧も早くから進んだということもございまして、首都圏等のエージェントを訪問する際には風評被害の払拭、それから観光復興ということで元気な八戸を前面に押し出したセールスを行っております。被災地支援を求めるようなツアーを企画してくれという形でアプローチはしていないのが現状でございます。ただ首都圏から旅行業者が被災地支援という形で組んだツアーの中で、八戸の市川地区でもクロマツ、防災林、これの植樹ツアーを企画したいというお話がありました。そういうことには積極的に協力をして、ツアーの受け入れをしてございます。以上でございます。

●委員長 いかがですか。

●委員 わかりました。

●委員長 ありがとうございます。それでは意見に移りたいと思います。32番、各種コンベンションの誘致についての意見です。このままでよろしいでしょうか。追加などありますか。

●委員 私達にとって学会を開くということが業務の一つにあります。これは研究の進め方が社会の求める方向からはずれて蛸壺に入りこまないようにするため、研究者が集まり、互いに情報を交換しましょうということが目的です。そこでは、開催地をいろいろな地域に設定し、各地の文化を知りましょうという目的もあります。学会では地域の方だけではなく、全国各地の企業研究者も来てくれますので、開催がきっかけとなり、企業誘致につながらないかという目論見もあります。八戸市での学会開催は、市民の皆さんの取り組みのおかげで比較的開催しやすい状況があります。それはB級グルメの食文化一つ取り上げてもそうなのですが、八戸市について全国の方がよく知っています。それから吉永小百合さんの影響もあるのだと思うのですが、皆さん横丁文化や海産物のうまさをよくご存知で、楽しみにして来られます。そのため、学会招致の際、市の売り・特長があるためメリットになります。

そこで飲食店のイベント掲示のお願いがあります。学会参加者の方が夕食のため街へ流れて店に入ったときに、壁に今日は八戸市でこういうイベントが行われていますという掲示物が貼っているだけで、それが話題となって結構盛り上がります。店の人たちも親愛感を持って接して戴けるので、市民との交流を通して八戸の土地柄をよく知ってもらえると思います。一つの小さな事象なのですが、一人一人できることの積み重ねで是非八戸で活性化を図っていただきたいと思います。

●委員長 これについていかがですか。

●観光課 各種コンベンションの誘致につきましては、現在観光コンベンション協会のほうが主体となって事業を進めておりますので、その協会と対応等を協議してみたいと思います。みろく横丁とかであれば、団体さんで訪れるということであれば事前にお話しすると、事務局のほうで「歓迎何々」というものを貼ったりしてくれている例は確かにあります。横丁自体ではコンベンションの受け入れという形でやっていないという実情でございます。そういうこともありますので、観光コンベンション協会のほうと協議をしてみたいと思います。

●委員長 そういうことです。よろしいでしょうか。

●委員 はい。

●**委員長** よろしくお願ひします。33番、広域、インバウンド対応ということで、補足はございますか。

●**委員** 我々商工会議所青年部でもこの対策を考えていまして、震災の前に私、県の商工会議所の青年部の会長をやっていた時期に、今の商工労働部長さんが新幹線対策でいろいろ観光をやられていたときに県とお話していたのです。県とするとやはりインバウンド対策に本腰を入りたいという話でやっていたのですが、震災の復旧のほうで忙しい八戸市ですが、インバウンドという言葉が書いてありましたので、市としてどのような対策を考えているのかということが気になりました。以前、我々商工会議所青年部で外国人の受け入れに対して、八戸市で足りないこととすることをピックアップしていた中に、やはりサイン、標識とか、両替する場所とか、コンシェルジュみたいなのがまちなかとか駅にないとか、いろいろ問題点が出てきたのですけれども、市としてこれを本格的にインバウンド対策とかを考えたときにはその辺の必要性が生じてくる。あと、よくホテルの人たちとお話をするのですけれども、やはりどうしても中国人とか韓国人という対策を地元のホテルはとっていないような感じがしています。実際問題、八戸駅前のホテルのほうに結構泊まっていて、近隣のスーパーまで歩いて買い物に行っているのです。重そうな荷物をもって帰って、ホテルで飲食などしているので、できればまちなかのホテルに泊まっていたらいい、まちなかにお金を落とすといったほうがメリットを享受できるのではないかと思ったもので、このような意見を出してみました。

●**委員長** いかがですか。

●**観光課** インバウンド対策ということですが、八戸のインバウンド対策は確かに遅れている面があるかと思ひます。今まではパンフレット類にしても英語のガイドマップ、地図になっているものですが、これがあるのですけれども、それだけだったということなのです。昨年からそういうマップのほかにも必要だろうということで、定住自立圏のほうで南部エリアのガイドマップをつくりましょうということになり、これは英語版、それから中国語が簡体字、繁体字、韓国語ということで4種類、各1万9,500部はつくっております。今年に入って新聞などに取り上げていただいたところ、欲しいというお客さんがかなり来て、お渡ししています。今年度につきましては、やはり今までは英語圏ということだったので、青森に韓国の便が入ってきている、県のほうでもいろいろその誘客を進めているということで、観光ガイドマップは英語版だけだったので、それにつきましても今年、中国語の簡体字、繁体字、それから韓国語、それから三社大祭のパンフレットとかえんぶりのパンフレットも英語版はあるのですけれども、英語版だけではなくて、中国語、韓国語等のものもつくっていかうと予算措置はしています。まだ取り組めていないのですけれども、今年度内にそういうパンフレット、今あるものの中国語、韓国語版をつくっていきたいと思っております。それと今、観光コンベンション協会のほうに委託して、まち歩きの実業の中で、まちなかのサイン、そういったもののインバウンド対応をしたら、どこに

こういったものが必要だとか、そういった調査をやっている状況になっております。そういうことをご理解いただきたいと思います。

●委員長 いかがですか。

●委員 時間が掛かりますので、できる範囲でやっていったほうがいいと思います。実際問題、インバウンドを考えたときに、国際問題もありますけれども、増えてくることは確実なので、是非受け入れをしていったほうがいいと思います。

●委員長 よろしいでしょうか。それでは 34 番、観光サービス業の再興について、よろしいですか。

●委員 私は単純にコミュニティの立場から、今すごく歴史的なことで年配の方々が注目を浴びているのです。その中でこれをみたら、歴史的なことが全然出てこないの、単純な意見として。ですから、もしかしたらこれを組み入れていただければ結構集客も見込めるのかと。それからもう 1 つは、別枠と書きましたのは、災害復興推進の立場からとらえると、これはやはり別問題なのかとか、そういう意味でこれを質問というか、提案させていただきました。

●委員長 引き続き、よろしくをお願いします。

●観光課 縄文遺跡をはじめとする歴史については、八戸でもやはり重要な観光資源の 1 つだろうと思っております。観光パンフレット等にも取り上げています。今回の復興事業の計画の中には、いま委員がおっしゃったとおり、復興という形でのツアーとか、巡る旅のような形では今のところ計画していないということでございます。ただ、これにつきましては先ほど言った八戸まちぐるの中でもそういう縄文館を巡るツアーがあったり、あるいは「八戸のなぞ」を巡る中でもそういうコースで紹介したり、あるいは「駅から観タクン」という駅からすぐ出ている観光タクシーがあるのですが、その中でそのように巡るコースがあったりということで、ここに明記していませんけれども、そういうコースの中に組み込んで PR はしているという現状です。以上です。

●委員 はい。

●委員長 この計画とはまた別物ではないというとらえ方でいいですか。復興計画とは別枠ですかということなので。

●観光課 復興計画とは別に取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

●**委員長** 委員さん、よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** ありがとうございます。とりあえずここで 6 ページまで終わりましたが、残りの時間が 14 分で 8 件です。ちょっと間に合いそうにないのですが、できるところまでいきたいと思いますので、事務局さんよろしいですか。もしかすればオーバーするので、最大限 15 分くらいの延長ということでよろしいですかね。委員の皆さんもご了解いただけますか。申し訳ありません、では、そういうことで休憩なしで引き続き続けていきたいと思ます。担当課さん、ここで入替があります。ご苦労さまでした。

(5) 風評被害の防止

●**委員長** それでは(5)風評被害の防止ということで質問が 5 件出ております。施策情報ということで出ておりますが、いかがでしょうか。補足はございますか。

●**委員** 風評被害をどうやって防ぐかというのは難しいと同時に、きちんとした取り組みが必要な課題だと思います。人間は危険を避けますので、不安を感じる事実が続くと、そればかりを組み合わせて最悪の事態を心配することになってしまいます。場合によっては、事実と違ったような虚構を自分で作り上げてしまい、不必要に不安になってしまうことがあります。そういう意味では、皆さんが正しい不安、正しい安心を抱けるような情報提供のあり方、これが大変大事だと思います。それはただ単に事実を提供するだけではなくて、皆さんが、きちんと信頼性のある情報提供を受けているのだということを感じてもらおうということが必要だと思います。八戸市では、これまでこれに類するさまざまな経験をしてこられていると思いますが、今後起こりうる風評被害に対して、基本的にどのような考え方で対応されていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

●**委員長** ありがとうございます。これは関連する担当課さんがたくさんありそうですけれども、順番によろしいですか。

●**水産振興課** この質問に対しては水産振興課のほうからお答えさせていただきたいと思ます。いわゆる地場産業であります農林畜産物及び水産物の放射性物質検査につきましては、国の原子力災害対策本部の検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方等に基づきまして、国及び県などが実施しているところでございます。青森県におきましては県産農林水産物が安全性を示し、信頼を維持確保していくことを目的に放射性物質検査機器を整備し、昨年平成 23 年 7 月 26 日より放射線物質のモニタリング調査を開始し、その結果をホームページ等で公表しているところでございます。市といたしましてはこうした国、県などが公表した検査結果のうち八戸産の農林畜産物及び八戸港で水揚げされた水産物につ

いてホームページで公表してきたところでございます。これまでのところ農林畜産物につきましては放射性物質が検出されておられません。一方、残念ながら水産物につきましては八戸漁港で水揚げされたマダラから、国の基準値を超える放射性物質が検出されるという事案が今年に入りまして 2 件発生しております、これにつきましてはそれぞれ出荷自粛という措置をとっております。今月 27 日になりまして、国から出荷制限という措置がかけられております。このようなことを受けまして、市といたしましては国、県の検査を補完していくという意味から、魚市場での販売前に放射性物質検査を実施いたしまして、基準値を超えた水産物は流通していない、こういう体制を構築することによりまして、当市水産物の安全性を PR しまして、風評被害の防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございます。他の課のほうからはございますか。よろしいですか。

●**委員** 基本的にはよろしいかと思えます。ホームページはいつでも、どこでも、誰でも自由に情報を得られる特長があります。一方で、ホームページの情報は肥大化を続けることから、必要な情報が埋もれてしまい、目に触れる機会を逸してしまいます。ホームページは積極的に検索されない限り目に触れることは有りません。報道機関も含め是非いろいろな場所や機会に「これは大丈夫です。これは危険です。」という情報提供していただければと思います。

●**委員長** 先ほど安全と安心は違うというお話があって、しっかりした検査をしていますということが安心感につながるということで、何か危険があったときにはきちんとアラームを出しますということを考えていただければと思います。ありがとうございました。それでは、他の委員の方からなければ、36 番に移りたいと思います。水浴場の放射線物質測定について質問が出ていますが、このままでよろしいでしょうか。

●**委員** はい。

●**委員長** それでは、よろしく申し上げます。

●**環境保全課** 結果につきましては 8 月 28 日に市のホームページに公表されているところでございます。放射性物質は不検出であり、砂浜の空間放射線量も異常ありません。今後も速やかな情報発信に努めてまいります。以上でございます。

●**委員長** つい先日あったということです。

●**委員** 私が聞いたときにはまだだったのですが。1 回目は 5 月でしたよね。

●環境保全課 はい。

●委員 結局海開きをする前に 1 回やっています、8 月 28 日の公表ということは海開きをしてからかなり経ってからの公表となっていますので、利用する直前ではない。

●環境保全課 公表は開設前のものと開設中と 2 回に分けて実施しております。5 月のものは既に公表済みであり、今回公表したのは 7 月 24 日に採水をしたものです。なお、開設中の水浴場の水質分析の採水については 8 月 16 日にも採水しております。

●委員 16 日。

●環境保全課 はい。いま委員ご指摘の開設前のものと、開設中は 2 カ月間をおいておりますので、その辺は誤解のないようにお願いいたします。

●委員 わかるのですけれども、やはり利用する直前というか、そういうときにやはり情報は知りたいと思うのです。そこで 2 カ月あいているということはどうなのかという部分もあるので。

●委員長 はい、どうぞ。

●環境保全課 国からこの時期にやってくれということがございまして。

●委員 ということですか。

●環境保全課 開設前ということは、今年水浴場を開けるかどうかの判断をするためにやってください。それを我々は県に報告し、県が環境省に報告します。開設中は同様なのですが、実際に開いているときにこういう状態なのですということを知るためにこの時期にやってくださいということで、時期が決められておりますので、ご理解を願えればと思います。

●委員長 採水についてはそういうことで、決められたところでやっているということですか。よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 ありがとうございます。それでは 37 番です。農林水産物の放射性物質濃度の測定ということですか。

●委員 マダラの放射性物質検出の件ですが、若干出た、いや出ないという報道が錯綜

しており、一体どのように捉えたらいいのか分からなくなってしまうところがあります。それぞれの部署で実際に対応している事実をきちんと情報提供していることは必要なことですが、ただ情報提供を受ける側からしますとすると、ばらばらでどうなっているのだろうと感じてしまうということがあります。その点では、組織連携の上で諸事実を包含した上で、全体を含めた情報提供のあり方を検討して戴きたいと思います。

●**委員長** 関連して 38 番、他の委員さんからも同じようなことが出ております。

●**委員** これは時間の問題なので、今朝新聞見ましたら、さばの件が出ていました。

●**委員長** 出ていましたね。

●**委員** この時間内でできるのであれば、やはり鮮度とかそういうものが大切なので、市場の取引に間に合うのかということで、半分は新聞を見て納得したところもありました。

●**委員長** そうですか。少しタイムラグがあるようですけども、水産振興課さん、一緒に回答可能でしょうか。

●**水産振興課** はい。

●**委員長** では一緒にどうぞ。

●**水産振興課** 水産物の放射性物質検査につきましては先ほどもご説明申し上げましたように、原子力災害対策本部の検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方、これと水産庁の水産物の放射性物質検査に関する基本方針というものがございまして、これらに基づきまして国、県及び関係団体が連携して実施しているところでございます。国の基準値を超えたマダラの事案につきましては、今年度 2 件発生しています。まず 6 月 19 日でございますが、県のモニタリング調査におきまして、食品衛生法上の基準値 100 ベクレルを上回る 116 ベクレルという検査結果が出たことから、県から漁業生産者団体等に対して、青森県太平洋海域で漁獲したマダラの出荷自粛が要請されております。この自粛につきましては 7 月 25 日に解除されております。次に 8 月 9 日でございますけれども、盛岡市の中央卸売市場におきまして、当市で水揚げし、加工の上出荷されたマダラから 132.7 ベクレル／キログラムでございますけれども、放射性セシウムが検出されたということを受けまして、県から漁業生産者団体等に対して同じくマダラの出荷自粛が要請されておりました。この 2 件の事案を踏まえまして、国では同海域、青森県太平洋海域でございますけれども、漁獲されたマダラにつきまして出荷制限を指示したというところでございます。ご質問のありました施策シート 45 ページ No. 7 「農林水産物の放射性物質濃度の測定」についてでございますけれども、ここにつきましては食品の安全性ということではなくて、出荷自粛されることに

よって処分が必要になったマダラ、これにつままして一般廃棄物として処分するために、焼却処分前にその安全性を確認するという意味で、当市で放射性セシウムを測定した結果検出されたということでございます。今後の出荷の見通しでございますけれども、国の出荷制限解除の考え方では解除しようとする区域から概ね 1 週間に 1 回、複数の場所で少なくとも 1 カ月以上検査を実施いたしまして、その結果が安定して基準値を下回っているということが条件になっております。ですから今後もこういったペースで検査が続けられまして、その結果を見まして、県や国に解除の申請を行うという手続きになっております。以上でございます。

●委員長 はい。

●水産振興課 続きまして、もう 1 つの質問のほうでございますけれども、検査機器の整備につまましては、準備が整い次第発注する予定でおります。しかしながら、やはり最近検査機器の需要が高まっております、納期に今 3 カ月程度を要するというお話を聞いておりますし、また検査は市の職員が行うということから、まず検査機器の取り扱いや検査方法、これをまず多少習熟する期間も必要であろうということで、本年 12 月ということにしておりますけれども、機器の納入時期は納入される機器、あるいはメーカー、業者さんによりまして早まることもございますので、前倒しも可能と思っております。

食品総合研究所でございますけれども、昨年 7 月から県の委託調査ということは実際しておりますし、施設全体といたしましても本年 7 月にかなり復旧しております。そして先ほどお話にあったように、昨日からさばの市場での販売前の検査が実施されているところでございますので、まず問題ないのかと思っております。以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。よろしいですか。今の回答で。

●委員 はい。

●委員長 ありがとうございます。それでは関連する意見ということで、安心モニタリング調査事業について質問が出ています。これはよろしいですか、このままで。

●委員 先ほどおっしゃっていましたが、ホームページでの掲示というものは結構見ないものなので、今日マスコミの方が来られていますけれども、福島などは新聞に毎朝載っています。そういうやり方もいいのではないかと思っております。

●委員長 これは担当課さんのほうで、どなたか回答がございませうか。では引き続きよろしく申し上げます。

●水産振興課 これにつままして水産振興課のほうで答えさせていただきます。こちら

の回答といたしましては、先ほどの委員への回答と重複してしまうのですが、いま委員のおっしゃられたホームページ以外の情報提供の方法を何か考えたかどうかということでございますので、このようなことについては今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

●**委員長** ありがとうございます。風評被害の防止についてそのほかのご意見はございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

その他・共通事項・全体的事項

●**委員長** それでは次のページ、その他・共通事項・全体事項というところに移りたいと思います。今ちょうど5時になりましたので、15分くらいのところで進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。40番の質問です。これでよろしいですか。それでは担当課さん、よろしくお願いいたします。

●**防災危機管理課** 防災危機管理課でございます。後世へ伝えるべき情報の集約についてということでございますが、市では東日本大震災の教訓を忘れることのないよう被災、復旧、復興についての八戸市の記録、資料などをとりまとめた記録誌を発行することとしております。本年5月に第1回の編集会議を開催いたしまして、市庁内各部署や各関係機関からの原稿のとりまとめを行いまして、今後編集作業を行なって年度内の完成予定となっております。内容といたしましては、地震津波の概要と被害、応急対策活動、被災者、被災事業者の支援、復興への取り組み、被災者の声、東日本大震災の教訓などとなっております。以上でございます。

●**委員長** そういうことで、記録誌を予定しておりますが、よろしいですか。これはちなみに何部くらいの予定なのですか。

●**防災危機管理課** 一応2,000部の予定です。

●**委員長** 配布先はどのようになっていますか。

●**防災危機管理課** 配布先は学校とか、各関係機関等に配布する予定です。

●**委員長** ペーパーレスで見られる方法は、ボリューム的に難しいですか。

●**防災危機管理課** DVDにする予定ではあります。

●**委員長** そうですか、わかりました。ありがとうございます。

●委員 関連しまして、大学でも如何に震災に関わる情報を後世に伝えていくべきかという検討を始めております。いずれ八戸市を始め皆さんへ相談させていただければと思うのですけれども、様々な情報を電子的な情報の書庫とも言うべきデジタル・アーカイブ化というものを考えていきたいと思えます。

●委員長 なるほど。

●委員 その切には是非何時でも誰でも自由に見られるようにしたいということ、考慮戴きたいと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

●委員長 それはネット上の。

●委員 ネットで見られるのが身近です。ただシステム構築には時間や経費を要しますので、簡単ではありません。

●委員長 そうですね。

●委員 ただ今でなければできないと思ひ、作業を進めております。

●委員長 そことも連携を組み合わせながら、進めていただければと思ひます。ありがとうございました。それでは 41 番、意見ということで自己点検評価について意見が出ております。これはこのままでよろしいですか。

●委員 このままで結構です。

●委員長 それでは、よろしく申し上げます。

●政策推進課 総括的な部分で政策推進課が回答をさせていただきます。委員からいただきましたご意見、確かに必要性、重要性は十分認識しております。復興計画 10 カ年ということで策定いたしましたので、今後も進行管理を継続していくわけですが、こういった手法がわかりやすいのかという辺りも含めて、これからの進行管理の中での研究課題ということにさせていただいて、他の被災自治体などを参考にしながらいろいろ研究させていただきたいと思ひます。

●委員長 よろしいですか。

●委員 はい。

●**委員長** 私も同じような感想をもっていました。タイミングとしてはどの辺くらいがいいものでしょうか。どうでしょう。

●**委員** 今回の復興プランにはそれぞれ3つの区切りがありますので、その区切りのところでここまできましたという情報提供と意見交換のためのフォーラムを開催することが考えられます。関係される様々な方が一同に会して方向性を議論しながら、そのことを報道戴いて、市民がここまできたのだという共通認識を持ち、将来に向けてベクトルを揃えるのが1つの方法です。

●**委員長** なるほど。

●**委員** 皆さん様々活動されていますが、全体の動きはなかなか分からない人が多いと思います。それを先ほど申し上げた情報提供の為に、復興のパンフレットを出すというような積極的な働きかけも時折すべきだと思います。忘れずに思い起こすためには1年か2年度おきに開催するのが良いかもしれないです。

●**委員長** どうですか。何か追加のご回答はございますか。

●**政策推進課** いま委員から3つの区分ということで、復旧期2カ年、再生期3カ年、残りの5年間を創造期ということで10カ年の計画を策定したわけですが、国でも復興の集中期間ということで5カ年、集中的にそこをやりますということでやっております。やはり2年、3年、5年というスパンよりは、もっと委員さんがおっしゃるような短いスパンで何か打ち出していく必要はあるのかと思っております。その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

●**委員長** 私の意見でいくと、今までのこの検証でいくと、復旧は比較的予定よりも早く進んできているということです。2年間を復旧期間と見ているのですけれども、そういう意味では委員さんのご指摘のように、市民の方々におかげさまで比較的早く進んでいますという部分をフォーラムのようなものをやりながら、あるいはパブリック等を使いながら告知をしていくということも、安心感につながるような気がしています。次の課題が復興という段階になってくるわけですから、そこにまた切り替える意味でもどこかにポイントがあるといいかもかもしれません。よろしくご検討ください。ありがとうございました。

それでは最後の意見で42番、災害復興基金の創設ということで、同じくよろしく願います。

●**政策推進課** こちらは委員さんからご意見がありました基金の設置ということで、こちらに記載しているような手法での基金が、過去には阪神淡路大震災であったり、新潟の中越

大震災であったり、そういうときにはこのような形で運用型の基金ということで、主に県が主体になって創設した事例がございます。ただし今回の東日本大震災にあたっては国が、実はこの運用型基金の場合はある程度の金利が必要でございまして、昨今ずっと低金利の状態が続いているものですから、この運用型の基金では運用益がなかなか見込めないということで国が判断いたしまして、昨年度本県をはじめ、被災した9県に対して取り崩し型基金の設置のための原資を約2,000億円、特別交付税として県に対して交付して、それを運用型ではなく、その原資を取り崩して復興施策にあてますということでございました。金利がある状態ではこのような基金の設置も有効だということですが、今回に関しては取り崩し型の基金を国が選択したということでございます。補足といたしまして、市といたしましても震災後個人の方、また企業の方から復興のためということでご寄附をいただいております。そのようなご寄附などの受け皿として、昨年6月に市として震災復興基金ということで基金をつくりまして、復興のためにいただくお金の受け皿ということで活用しております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございます。これは委員さんもお理解いただけると思うのです。ありがとうございます。その他の部分ですが、全体をとおしても結構ですが、今日気が付いたこととか、ご質問、ご意見がほかにはないでしょうか。よろしいでしょうか。

●**委員** すいません。

●**委員長** どうぞ。

●**委員** これは次回のときになるのかと思ったのですが、避難所マニュアルのDVDなどは県のほうからきていますよね。

●**委員長** 避難所マニュアルのDVDですか。それをつくってあるのですか。

●**委員** はい。そのことを少し聞きたいと思ったものですから。

●**委員長** これは次回の問題という形でよろしいですか。

●**事務局** 担当課が退席しましたので。

●**委員** そうですよ。それからハザードマップの件も少し聞きたいと思っていましたので。

●**委員長** これはほかでも出ていましたけれども、いま見直しをしている最中なので、まだそれからですよ。全体的に、国全体も見直ししているようですし、青森県もそれを進め

ているものですから、そのタイミングは今やっている最中だと伺っていました。出てくると思いますので、次回それもまた合わせてご回答いただきましょうか。

●委員 はい、よろしくお願いいたします。

●委員長 ありがとうございます。それでは審議が終了ということですがけれども、ほかに意見がなければそのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは以上で用意させていただいた審議案件を終了させていただきます。その他、事務局のほうから何かございますか。

4. その他

●事務局 次回の会議等については、メール等でご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

●委員長 それでは、私から全体を通してのことですが、担当課からは丁寧にご回答頂いているのですが、パンフレットなどの実物があれば、提示頂いた方が分かり易いと思いますので、よろしくお願いいたします。

●事務局 事務局でも、その件について気になっていたもので、できれば、回答を文書でお配りできればいいのですが、用意する時間がとれない状況ですので、当日、参考になる資料をできるだけお配りするようになっていきたいと思いますので。

●委員長 委員の皆様は一生懸命メモを取っていらっしゃると思いますが、間に合いませんよね。担当課も大変だとは思いますが、もしペーパーでお配りできるものがあるなら、それを見ると一目瞭然で分かり易いですし、図面やパンフレット関係もそうですが、用意して頂ければ助かります。その点のご配慮よろしくお願いいたします。

●事務局 次回以降、用意して参りたいと思います。それから、事務局からの連絡事項ですが、次回の第3回の委員会は、9月26日水曜日、本日と同じく午後3時から5時までの予定でお願いしたいと思っております。開催日時が近づきましたら改めて連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、前回第1回目の議事録（案）について、本日、別途、配付させて頂いておりますが、内容をご確認いただきまして、修正等ある場合は、9月6日木曜日を目処に事務局へお知らせ下さるようお願いいたします。委員の皆様の確認後、市のホームページに掲載させていただきます。以上よろしくお願いいたします。

●委員長 それでは、以上を持って、委員長の責務を終わらせて頂きますので、司会のほうに戻したいと思います。

5. 開 会

●**司 会** 長時間に渡りまして、本当に暑い中ありがとうございました。以上を持ちまして、第 2 回八戸市復興計画推進市民委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。